

～ これから創業をお考えのみなさまへ ～ 厚生年金保険・健康保険の加入について

◇次の事業所については
厚生年金保険・健康保険の加入が法律で義務づけられています。

すべての法人事業所
(被保険者 1人以上)



個人事業所
(常時従業員 5人以上
雇用している)



※ 5人以上の個人事業所であっても一部の事業所は強制適用事業所から除かれます。

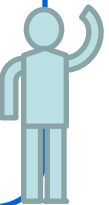
◇良い人材を確保するうえで
従業員の方に次のような**メリット**があります。

◎厚生年金保険加入のメリット

- 1 将来的に**国民年金のみの加入よりも多い年金**を受けることができる
- 2 病気などで障害を負った場合は**障害厚生年金**が、亡くなった場合は**遺族厚生年金**が支給される
- 3 **配偶者**(専業主婦等)は、国民年金第3号被保険者になるため、**保険料の負担がない**

◎健康保険加入のメリット

- 1 **病気や出産で給与を受けられないときの給付**がある(傷病手当金、出産手当金)
- 2 従業員本人の保険料負担のみで、**配偶者**(専業主婦等)や**子供等**が**被扶養者**として**健康保険**に加入することができる



◇被保険者について
事業所で常時使用される人は、すべて被保険者になります。

使用される人 = 被保険者※1



労働・労務

常用的な使用関係※2

報酬・賃金

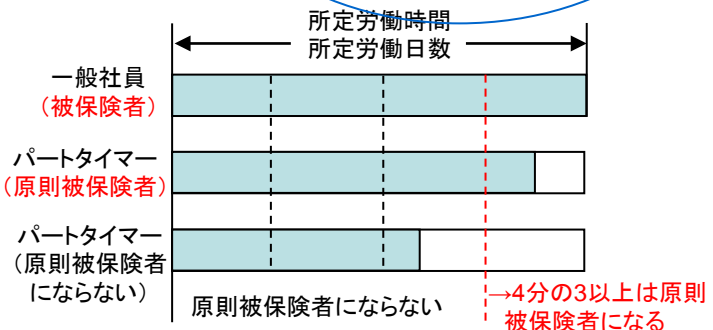
適用事業所



※1 パートタイマー(アルバイト等)、年金受給者、外国人、試用期間中の方などを雇用した場合でも「**常用的な使用関係**」がある場合は被保険者になる場合があります。

※2 常用的な使用関係があるかどうかの判断は同じ事業所で同様の業務に従事している一般社員の労働日数、労働時間等を基準に、それぞれがおおむね**4分の3以上**であるかどうかを目安に、就労形態等を考慮し、総合的に判断されます。

※3 厚生年金保険は、原則 70 歳に達するまで、健康保険は、75歳に達するまでの加入となります。



詳しい内容はお近くの年金事務所へ

◇加入の手続き

加入するときは、**事業主からの届出が必要です。**

事業所が加入するとき



新規適用届

被保険者として加入するとき



被保険者資格取得届

被保険者に被扶養者がいるとき



被扶養者(異動)届

※ 詳しい届出の方法や必要な書類などは、年金事務所へお問い合わせください。

なお、日本年金機構ホームページから届書用紙をダウンロードできます。 <http://www.nenkin.go.jp/>

◇保険料の計算方法

保険料は、**標準報酬月額に保険料率を乗じて計算されます。**

標準報酬月額
標準賞与額



保険料率



保険料

■ 標準報酬月額

- 厚生年金保険
1級(98,000円)～30級(620,000円)
- 全国健康保険協会管掌健康保険
1級(58,000円)～47級(1,210,000円)

■ 標準賞与額

賞与等の支給額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

■ 保険料率

(保険料率については、今後変更されることがあります)

- 厚生年金保険
17.474%(平成26年9月より平成27年8月までの月分)
17.828%(平成27年9月より平成28年8月までの月分)
- 全国健康保険協会管掌健康保険
各都道府県別に定められています。詳しくは、全国健康保険協会の各都道府県支部へお問い合わせください。
- 児童手当拠出金
0.15%(全額事業主負担)

◇保険料の負担・納付について

保険料は、**事業主と被保険者がそれぞれ半分ずつ負担し、事業主がまとめて翌月末までに年金事務所に納付します。**

【保険料納付額の例】

給与支給月額	報酬月額		標準報酬月額 A	健康保険料 (介護あり) A×11.69%※1	(折半額)	厚生年金保険料 (一般の被保険者の方) A×17.474%※2	(折半額)	児童手当 拠出金 (全額事業主)	納付額 合計	うち 事業主 負担分
	円以上	円未満								
20万円の方	195,000	～ 210,000	200,000	23,380	(11,690)	34,948	(17,474)	300	58,628	29,464
30万円の方	290,000	～ 310,000	300,000	35,070	(17,535)	52,422	(26,211)	450	87,942	44,196
50万円の方	485,000	～ 515,000	500,000	58,450	(29,225)	87,370	(43,685)	750	146,570	73,660

※注1 健康保険料率(平成26年3月分から平成27年2月分までの月分)は、介護負担ありの方(40歳以上65歳未満の方)で東京都(各都道府県毎の保険料率)の例です。

※注2 厚生年金保険料率は、平成26年9月から平成27年8月までの月分です。

事業主の
負担分

加入の手続き、ご相談はお近くの年金事務所へ

